

## 第4章 緊急フェーズ後の対応

### 1 避難の長期化に備えた対策

住民等の避難後は、避難所での生活のための食糧・衣料等の救援物資の補給や、病気やけが等のケアのための医療体制の確保、居住スペースの快適化等の措置に努める。

避難生活が長期化する場合、避難住民の精神的負担も時間の経過とともに増大する可能性があるため、十分な救援物資、救援体制を確立する。

#### (1) 避難所の自主運営組織の確立 【糸魚川市】

避難所での生活が長期化する場合は、避難住民で構成する避難所自治組織による避難所の運営手順を確立する。運営が円滑に行われるよう、自治組織と市職員等の協力体制の確立を図る。

#### (2) ボランティア等の受け入れ 【糸魚川市】

ボランティアとして救援活動に参加してきた人たちの居住や食事等の斡旋、活動場所の割り振り等は、社会福祉協議会が設置するボランティアセンターが行う。

受け入れ対応等にあたり、社会福祉協議会は市災害対策本部及び福祉事務所と連携して実施する。

#### (3) 救援物資の受け入れ、整理配分 【糸魚川市】

避難所班職員は、避難所自治組織やボランティア等との共同作業により、必要な救援物資の見極めと充足した物資の流入停止等の要請を市災害対策本部に行う。

#### (4) 要配慮者対策 【糸魚川市】

避難住民に含まれる、高齢者や出産予定者、障がいがある人等の要配慮者は、一般の避難住民と同一の避難所（体育館等）での生活が困難な場合には、福祉施設等や医療施設等への収容（一時入所）を検討する。

#### (5) 相談窓口の開設 【糸魚川市】

避難住民の中には災害によって家屋や土地、事業所等を失う者が出ることも予想される。私有財産の喪失は著しい精神的苦痛を伴うこと等が予想されるため、被災した住民の生活再建、事業の再開等の相談にのり、不安の解消に努めるよう避難所に相談窓口を設ける。

## 第4章 緊急フェーズ後の対応

### (6) 治安の維持 【新潟県警、糸魚川警察署】

住民が避難し、無人化した危険区域では窃盗事件等が懸念され、治安の維持に配慮する必要があるが、警察官が危険区域において警備に当たることは、警察官の生命を危険にさらすこととなる。

このため、市長は警戒区域の設定とその周知を図り、警戒区域の周辺における警戒活動を行うことを基本とする。

## 2 風評被害対策

火山活動が活発化した際には立ち入り規制等が行われるが、立ち入り規制区域外の、本来、観光客等の受入れが可能な地域においても観光客の減少や宿泊のキャンセルなどが起こり、観光地として大きなダメージを受ける恐れがある。

このため、噴火活動が沈静した後も含め、報道機関に対し、最新の火山活動、影響範囲、噴火時等のリスク、登山者等の安全対策、民間事業者の営業状況等についての正確な情報提供に努めるものとし、協議会の各構成機関が緊急フェーズ時の報道機関への対応を基本としながら、関係機関と相互に連携して必要な対応をとるものとする。

## 3 避難指示の解除、一時立入等の対応 【糸魚川市】

### (1) 避難指示の解除、規制範囲の縮小又は解除

市村は、避難指示解除、規制範囲の縮小又は解除を判断・決定するに当たり、協議会において、気象庁、火山専門家等の助言を踏まえ、関係機関と協議する。

住民への情報伝達については、第2章「2 (3) 住民等への情報伝達と手段」に準じて行う。

### (2) 一時立入

市村は、避難対象地域や警戒区域内に位置する住民等が、自宅の片づけや貴重品の持ち出し、生業の維持などのために、一時立入の実施を判断・決定する際には、協議会において緊急時における避難・退避の基準や立ち入り可能な範囲、立ち入り時間などを設定し、一時立入を実施するものとする。

なお、一時立入に当たっては、これに先立ち、関係機関は、避難対象地域や警戒区域に立ち入り、現地調査を行うなど、立ち入り可能な範囲の安全確認を行うこととする。